

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 原田孝司

【平成31年 4月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途目別)										領収書 番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	人件費	その他				
10	デジタル出版物(朝日新聞デジタル)購入		500	△ 500							500						401	
10	公式LINE使用料		2,700	△ 3,200			2,700										402	
10	議会報告掲示用ラミネーター用フィルム		1,025	△ 4,225											1,025		403	
11	事務所電気代		2,182	△ 6,407								2,182					404	
15	概算委託料	200,000	0	193,593														
20	プリンターインク代		12,679	180,914											12,679		405	
22	議会報告2019年春号発送代		2,657	178,257			2,657										406	
22	事務所固定電話代		2,323	175,934											2,323		407	
23	書籍購入		7,800	168,134							7,800						408	
23	事務所職員給与		12,500	155,634										12,500			409	
24	議会報告2019年春号発送代		100,553	55,081			100,553										410	
25	事務所家賃、水道代		23,302	31,779								23,302					411	
25	携帯電話使用料		3,168	28,611											3,168		412	
25	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,571	26,040											2,571		413	
26	政務活動記録SDカード、政務活動費記録USBメモリー		879	25,161											879		414	
30	文具代(バインダー)		388	24,773											388		415	
30	4月分燃料費		2,694	22,079			2,137			557								購入明細書
	月計	200,000	177,921	22,079	2,137	0	105,910	0	557	0	8,300	25,484	23,033	12,500	0			

整理番号

401

領収書等の添付様式

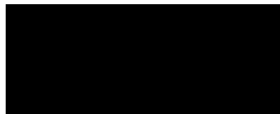
領収書その他の証拠書類の添付欄

31-04-10 200

カードご利用代金明細書

2019年 4月 26日 現在 1/2

原田 孝司 様



カード名称	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ハラダ 孝司
今回のお支払日	2019年4月10日(水)
今回のお支払金額合計	

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
2019/02/01	朝日新聞デジタル【朝日1D決済】	500	1回		500		*

事業名、用途及び内容等

4月 デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 402

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

31-04-10 200

カードご利用代金明細書

2019年 4月 26日 現在 1/2

原田 孝司 様



カード名称	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ハラダ 孝司
今回のお支払日	2019年4月10日(水)
今回のお支払金額合計	

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額 (円)	支払回数 区分別	訂正 サイン	お支払金額 (円)	概要	備考
2019/03/02	LINEPAY	5,400	1回		5,400		*

事業名、使途及び内容等

4月 公式LINE使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,700 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 403

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2019年04月10日 (水)

原田孝司様 領収証

¥2,050-

上記正に領収しました (消費税等 151円を含みます)

本社 大分市古国府243-9
株式会社ホームインブループメントひろせ【取扱店：別府店】
TEL 0977-25-9012

※保管上のお願
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

0001-1301-0567

* 令頁以又証印月糸田 *

2019年04月10日(水)17:43 ショ0001

責No00000312ヨウコ
ラミネーター用フィルム A3

小計	¥1,899
(外税8 タイヨウ	¥1,899)
外税8	¥151
(税合計	¥151)
合計	¥2,050
お買上点数	1点
*****ポイント情報印字開始*****	
獲得ポイント明細	
お買上ポイント	19点
合計獲得ポイント	19点
前回ポイント	151点
総ポイント	170点

会員番号 2300103954520
*****ポイント情報印字終了*****
シフトNo0567 店No00006

事業名、使途及び内容等

議会報告(県民ひろば、原田たかし議会報告)掲示用ラミネーター用フィルム

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,025 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 404

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証 (口座振替払用)
 ハタタカ 様

お客さま番号				
計算区	営業所	地区作業区	番号	種別
01	527	18001	0000110	31

(ご契約種別) 従量電灯B
 (ご契約容量) 30アンペア

2019年 4月分

下記金額を 4月11日に口座振替により
 領収いたしました。ありがとうございました。

領収金額	9,667円
(うち消費税等相当額)	716円)

領収金額には下記を含みます。

燃料費等調整額	33円
再エネ賦課金	1,052円
口座振替割引額	-54円

本証により集金することはありません。

ご使用期間 3月 1日～ 3月 31日
 ご使用量 363kWh

金融機関 [REDACTED]

電気料金に精算があった場合には、
 領収金額の左に「*」を表示いたします。

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力
 TEL(コールセンター)
 0120-986-503

印紙税申告納
 付につき福岡
 税務署承認済

事業名、用途及び内容等

4月 事務所電気代

あん分による充当の場合

$$9,667 \times \frac{28}{31} \div 8.731 \quad 8.731 \times \frac{1}{4} = 2.182$$

あん分の率 ($\frac{1}{4}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,182 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

405

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

管理No. 0321-402-0001444

伝票No. 0321-402-051656

発行日: 2019年04月20日

原田 孝司 様

内訳
現金 ¥25,358 ¥25,358 (内消費税 ¥1,878)

但しインク 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



4190349017 166480L 80
I7-インク 1:持帰 外08 13
7,330 X 2 ¥14,660
4190351010 1CBK80L 80
I7-インク 1:持帰 外08 13
1,260 X 7 ¥8,820

テックランド別府駅前店

※印刷面を内側に折って保管願います。

事業名、用途及び内容等

プリンターインク代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (12,679 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 406

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田孝司 様

〔証紙切手引受〕
ゆうパック 60サイズ
265172007774 〒874-8799 ¥800

割引 (内訳) 持込 -¥180

①120 -¥120
同一あて先 ①60 -¥60

小計 ¥620

第一種定形外(規格内) 78.5g
①140 1通 ¥140

小計 ¥140

〔販売〕
レターパックライト (360円)
360円 6枚 ¥2,160

小計 ¥2,160

郵便物引受合計通数 1通
ゆうパック引受合計個数 1個
課税計 ¥760
(内消費税等 ¥55)
非課税計 ¥2,160

△計 ¥2,920

□計 お預り金額 ¥3,000

おつり ¥80



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 4月22日 16:09
担当：[REDACTED]
発行No. 1904222642 端N84箱01
連絡先：別府荘園郵便局
TEL:0977-22-4968

事業名、用途及び内容等

議会報告 2019年春号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{91}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,657 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	407	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
D31-04-22		4,646	NTT電話
事業名、使途及び内容等		4月 事務所固定電話使用料	
あん分による充当の場合			
あん分の率		$(\frac{1}{2})$	
あん分による政務活動費の充当額		(2,323 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額		(円)	

整理番号 408

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

社 会 新 報

No. 領 収 証

原 田 孝 司 様

ご購読ありがとうございます

7,800

社 会 新 報 月分 ¥
 月刊社会民主 12ヶ月分 ¥ 7800
 2019年4月 ~ 2020年3月

上記代金として領収致しました

社会民主党機関紙宣伝局 2019年4月23日

分局名 社会新報大分総分局
 TEL 558-7122

事業名、用途及び内容等

書籍購入 (月刊社会民主 2019年4月~2020年3月の1年10分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号 409

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書							
2019年 4月分							
氏名	勤務日数	給与	手当			支給計	
			通勤手当	超過勤務手当	手当計		
[REDACTED]	10	50,000	0	0	0	50,000	
控除						控除計	差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	その他()			
0	0	0	0	0	0	50,000	
支払日		受領印		別府市荘園町3組の2 原田たかし事務所			
2019年4月23日		●					

事業名、使途及び内容等

4月 政務活動等事務補助職員給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{4}$)

あん分による政務活動費の充当額 (12,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇 用 契 約 書

氏 名	██████████	生年月日	██████████
住 所	██████████		
連絡先	██████████	緊急時 連絡先	██████████

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	2019年1月14日～2020年3月31日
就業場所	別府市荘園町3組の2 原田たかし事務所
業務内容	政務活動等事務補助
就業時間	午前10時00分から午後4時30分まで（午後0時～午後1時まで休憩）
休 日	月末に、協議の上、翌月の勤務日を設定する
給与（賃金）	日給5,000円で月20日間の勤務
給与支払方法	当月の最終勤務日に現金で支払う

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

2019 年 1 月 7 日

雇用者 会 派 名 県民クラブ
代 表 者 名 原田孝司
被雇用者 氏 名 ██████████



整理番号 410

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書
原田孝司 様

[別納引受]		
区内特別基 (定)		
@82	1,085通	¥88,970
小計		¥88,970
第一種定形		
@92	234通	¥21,528
小計		¥21,528
郵便物引受合計通数	1,319通	
課税計	¥110,498	
(内消費税等)	¥8,185	
非課税計	¥0	
合計		¥110,498
お預り金額		¥111,000
おつり		¥502

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 4月24日 11:05
担当：[REDACTED]
発行No. 190424A1453 端N73箱05
連絡先：別府郵便局
TEL:0977-22-5268

事業名、用途及び内容等

議会報告 2019年春号 発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{91}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (100,553 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

411

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

21 31-04-25 200
22 31-04-25 200

*46,280(ゆむ セット子行E)
*324定額振込手数料



事業名、使途及び内容等

4月 事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (23,302 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

建物賃貸借契約書

(事務所用)

物件名 泉都土地建物(株)貸店舗

平成 27 年 7 月 27 日

賃貸人 泉都土地建物株式会社 殿

賃借人 原田 孝司 殿



社団
法人

大分県宅地建物取引業協会
((社)大分県宅地建物取引業協会会員専用)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 泉都土地建物株式会社 (以下「甲」という。)と借主 原田孝司 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	泉都土地建物貸店舗		1 階 号室	
	所 在 地	(住居表示) 別府市荘園3-2			
		(登記簿) 別府市大字南石垣鶴見原1518-14			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (1)階建/全(3)戸			
	種 類	貸し事務所	新築年月	s 1 5	年 4 月
面 積	約 3 8 m ²				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

一般事務所としての使用

頭書(3) 契約期間

H 2 7 年 8 月 1 日 から H 2 8 年 7 月 3 1 日まで (1 年間)	
目的物件の引渡し時期	H 2 7 年 8 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 44,280 円 (内消費税等 3,280 円)	管理・ 共益費	月額 - 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	123,000円 (賃料 3 ヶ月)	水道料	2,000円	附 属 施設料	月額- 円 (内消費税等 円)
保証金	46,280円 (賃料 1 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	2 本		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月月末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	原田 孝司	
	(自宅)TEL	[REDACTED]	
	(勤務先)TEL	097-506-5088	(会社名・部署名) 大分県議会 県民庁
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	泉都土地建物(株)
	住所	別府市荘園3-2

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名	ジェイリース
	する保証	主たる事務所 所の所在地	大分市

頭書(8) 更新に関する事項

1年契約自動更新

頭書(9) 特約事項

<ul style="list-style-type: none"> 貸店舗内備付ブラインド、換気扇等の維持費はお客様負担となります。 敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金等差し引いてご返却します。 壁面一体型鏡は高価です。破損しない様お願いします。破損された場合、修理対象となります。
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

27年 7月 27日

甲・貸主	氏名 泉都土地建物(株)	TEL 22-0292
	住所 別府市荘園3-2	
乙・借主	氏名 原田孝司	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

録印

実印

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名 泉都土地建物(株)	代表者の氏名
	免許証番号 大臣(12)第325号 知事	免許証番号 大臣()第 号 知事
免許年月日	平成 23 年 4 月 25	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名 石坂太郎	氏名
	登録番号 (大分) 第2889号	登録番号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、~~第1項の保証金より償却費として解約時賃料の~~ 1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、~~第1項の保証金より償却費として解約時賃料の~~ 1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、第(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 ~~前3項の場合で甲の承諾を得ることなく、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、~~甲の承諾を得ることなく~~供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条** 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条** 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条** 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条** 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

らない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

重要事項説明書 [建物貸借用]

平成 27 年 7 月 日

原 田 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	別府市荘園3-2 [Redacted]
	商号又は名称	泉都土地建物(株) [Redacted]
	代表者の氏名	石坂太郎 [Redacted]
	免許証番号	(12)第 325号
	免許年月日	平成23年4月25日
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]
	登 録 番 号	(大分) [Redacted] 号
	業務に従事する 事務所名	泉都土地建物(株)
	事務所所在地 TEL	別府市荘園3-2
取引 態様		
供 託 所 等 に 関 する 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地	
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号	
	所属地方本部の名称及び所在地	
	※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照	
	弁済業務保証金の供託所及び所在地	
東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		

貸主の住所・氏名	泉都土地建物(株)	TEL
----------	-----------	-----

建物の表示

名 称	泉都土地建物貸店舗	1 階	号室
所 在 地	(住居表示) 別府市荘園 3-2 (登記簿) 別府市大字南石垣鶴見原 1518-14		
構 造	木造/瓦ぶき/1階建		
種 類	<input type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> アパート・ <input checked="" type="checkbox"/> 戸建・ <input type="checkbox"/> ()	新築年月	昭和 15年4月
床 面 積	38m ² (登記簿面積 m ²)	備考	

対象となる建物に直接関係する事項

登記記録に記録された事項等(平成 年 月 日現在) 詳細は別添の登記事項証明書(登記簿謄本)等参照。

権利部 (甲区)	名 義 人	住 所	別府市荘園 3-2
	氏 名	泉都土地建物株式会社	
	所有権にかかる権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/>	
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/>	
登記名義人と貸主が <input checked="" type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由： <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>			
備 考			

2 法令に基づく制限の概要

法 令 名	
制 限	
制 限 の 内 容	

住宅、店舗、事務所、倉庫その他用途によって別に法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域： <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内→説明
----------	--

4 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明
-------------	---

5 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明
-----------------	---

--	--

6 建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

本物件は未完成物件に	<input type="checkbox"/> 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。）	<input type="checkbox"/> 該当しません。
------------	---	----------------------------------

7 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者（ ） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合） <input type="checkbox"/> 施工会社（ ） 【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （石綿の使用が有る場合） ・石綿が使用されている箇所 _____
備考	

8 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者（ ） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合） 【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 <input type="checkbox"/> 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備考	

※当該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

- ・居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

9 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	公営 / [メーター] 割当 2000 円/月
②	電気	九州電力 / [容量] 20アンペア / [メーター] 専用
③	ガス	プロパン (個別) ダイプロガス 22-5375 / [メーター] 専用
④	排水	公共下水
備考		

10 建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

①	台所	有 (専用)
②	トイレ	専用 / 水洗 / [ユニットバスの場合]
③	浴室	無 /
④	シャワー	無 / [設置場所]
⑤	洗面所	有 / [ユニットバスの場合]
⑥	給湯	有 (使用可) / [設置場所] 台所 / ガス使用
⑦	コンロ	無 / ガス
⑧	エアコン	無 (設置可) / 冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
⑨	照明器具	有 / 台所・トイレ・洗面所・
⑩	電話設置	可 / ヶ所
⑪	火災警報器	無 / ヶ所
⑫	共聴設備	[TVアンテナ] 無 () / 地上デジタル対応 無 / [その他の設備]
⑬	エレベーター	無 / 基
⑭	駐車場	無 / 空: / 月額____円 (内消費税等相当額____円)
⑮	駐輪場	無 / 空: / 月額____円 (内消費税等相当額____円)
⑯	専用庭	無 / 月額____円 (内消費税等相当額____円)
	換気扇	
	ブラインドカーテン	
備考		

(注) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

II 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額 46,280円 (内消費税等相当額 3,280円)	管理費 (共益費)	月額 円 (内消費税等相当額 円)	支払い時期 ・方法	毎月末日までに翌月分を <input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落
敷金	123,000円	火災 保険料	円 (内消費税等相当額 円)	ジェイリ ース	46,280円 (内消費税等相当額 3,280円)
備考					

2 契約の解除に関する事項

- 賃料を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。
- 借主は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。
- 借主が、別添契約書第(11)条に違反したとき、契約を解除されることがあります。
-
- ※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 無・有()

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか 講じません・講じます。(保全措置を行う機関:)

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	一般借家契約
期間	平成27年8月1日 から 平成28年7月31日まで(1年間)
更新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します。(合意により再契約することはできません)。 <input type="checkbox"/>
備考	

6 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	
契約の方式	公正証書に: <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担:
契約の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法(以下「法」という)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、平成 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 <input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるため、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 [中途解約について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書(案)のとおりです。 <input type="checkbox"/> 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは解約の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1ヵ月を経過することによって終了します。
備考	

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所専用 ()
利用の制限	<input checked="" type="checkbox"/> ペットの飼育 (不可) <input checked="" type="checkbox"/> ピアノの使用 (不可) <input type="checkbox"/> その他 ()

8 敷金等の清算に関する事項

敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金を差し引いてご返却します。

9 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	泉都土地建物(株)		TEL
住所(主たる事務所の所在地)			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会 会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載。		
管理担当者	氏名	賃貸不動産経営管理士登録番号 ()	
	※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。		
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」 による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 () 第	号	

10 建物敷地が借地の場合 (該当する・しない)

借地権の種類	期限	平成	年	月	日迄	内容	賃貸借契約書参照
備考							

III その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 3.
<input type="checkbox"/> 2.	<input type="checkbox"/> 4.

2 その他

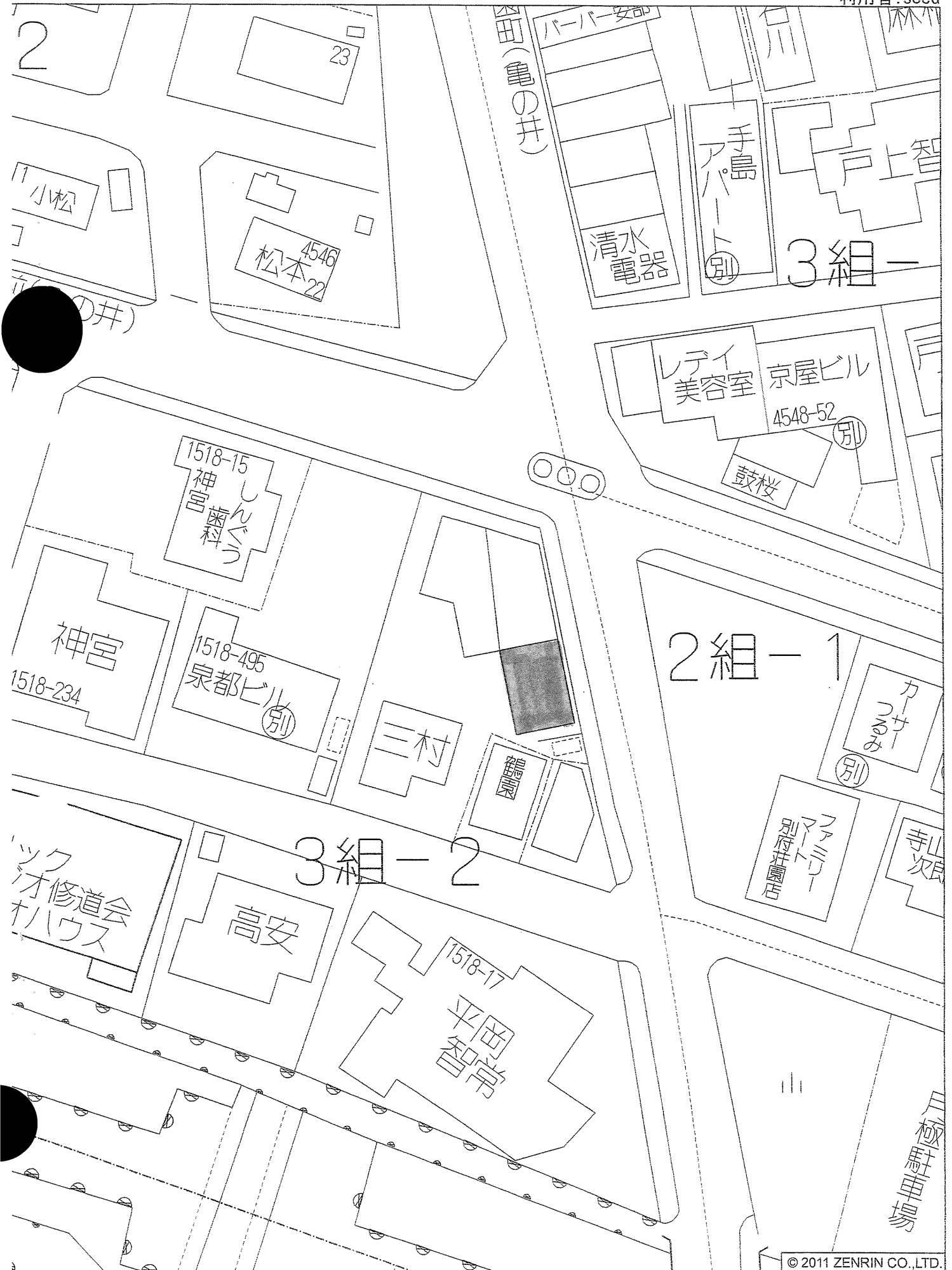
頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成 27 年 7 月 27 日

借主 (住所)

(氏名)

原 田 孝 司



整理番号 412

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (INVOICE FOR SERVICES)

KDDI KDDI株式会社 **au**
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 3日

[Redacted]

原田 孝司 様

お知らせ (INFORMATION)

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休出について
 システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
 休止する時間帯がございます。詳細はホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の領収書の『WEBで請求書』機能について
 ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日引き落とし
 分の領収書は5月中旬以降に反映となります。ご了承ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座をご用意願います。

ご請求年月 <small>MONTH OF ISSUE</small>	2019年 4月
ご利用年月 <small>BILLING PERIOD</small>	2019年 3月
口座振替日 <small>DATE FOR TRANSFER</small>	2019年 4月25日
口座振替額 <small>TOTAL AMOUNT DUE</small>	7,038円

サービス別ご利用料金	
au電話料金 (内訳)	6,337円
au機器代金	300円
auかんたん決済利用料	401円
※うち消費税等 (課税対象額は5,868円でした。)	469円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 4月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 右記KDDI料金を 4月25日ご指定の口座から
 振替させていただきました。

ご請求コード <small>CUSTOMER CODE</small>	0527181564
領収金額 <small>AMOUNT RECEIVED</small>	7,038円
うち消費税等 <small>TAX</small>	469円
金融機関名 <small>FINANCIAL INSTITUTION</small>	*****
支店名 <small>BRANCH</small>	*****
口座番号 <small>ACCOUNT NUMBER</small>	*****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号KDDIビル

事業名、用途及び内容等

4月 携帯電話使用料

請求額 7,038 円 - 対象外分 701 円 = 6,337 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (3,168 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号

413

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (INVOICE FOR SERVICES)



KDDI株式会社
〒163-8002 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDIビル



発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 3日



原田 孝司 様

お知らせ (INFORMATION)

●au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
休止する時期がございます。詳細はホームページをご確認ください。
●4月ご請求分の領収書の【WEBでe請求書】掲載について
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日引き落とし
分の領収書は5月中旬以降に反映となります。ご了承ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,142円

サービス別ご利用料金

au 電話料金 (内訳)	3,972円
au 機器代金	3,972円
	1,170円
※うち消費税等 (課税対象額は4,762円でした。)	380円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 4月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,142円
うち消費税等 TAX	380円

KDDI株式会社
〒163-8002 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

4月 モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,571 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 414

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

管理No. 0321-406-0002617

伝票No. 0321-406-058979

発行日: 2019年04月26日

原田孝司 様

内訳
現金 ¥1,758 ¥1,758 (内消費税 ¥130)

但しSDカード、USBメモリ代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

8GB 13 ¥780 SSS
13 ¥848
7154213010 RUF2WB8GBUHP
フラッシュメモリ 1: 持帰 外08
1355129019 SDAR40M08G
SDメモリカード 1: 持帰 外08

テックランド別府駅前店

※印刷面を内側に折って保管願います。

事業名、用途及び内容等

政務活動記録用SDカード, USBメモリ

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (879 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 415

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

原田孝司様 領 収 証

2019年04月30日 (火)

¥ 7 7 7 -

上記正に領収しました (消費税等 57円を含みます)

本社 大分市古国府243-9
 株式会社ホームインフラメントひろせ【取扱店：別府店】
 TEL 0977-25-9012

※保管上のお願い
 財布等で保管続く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 [Redacted]
 0002-8311-1861

*** 別府市文書正母目録田 ***
 2019年04月30日 (火) 17:21 ①*0002
 領No000000311バ
 リングファイルスタイルA 4-
 2コX単360 ¥720
 小計 (外税8 税込) ¥720
 外税8 ¥57
 (税合計) ¥777
 信計 2点
 お買上点数 情報印字開始***
 *****がポイント明細
 獲得は、お買上、外
 合計獲得ポイント
 前面ポイント
 繰ポイント
 7点
 7点
 189点
 196点

事業名、使途及び内容等

文具代 (バインダー 2冊)

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (388 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司



【平成31年 4月分】

自動車登録番号				
購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号	
4月19日	27.42	4,029	株式会社E Fリテール九州 D. Dセルフ別府鶴見店	1
計		4,029	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	61,584 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	62,061 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	477 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	319 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.6687	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,694 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【平成31年 4月分】

議員名 原田孝司



①

ENEOS

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2019年04月19日 20:17

売上
 ハラダ 様
 1-302263-4822XXXX
 エネオスアソック
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P-04
 27.42L
 クレジット支払
 NC
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には、地方消費税が含まれています。
 株式会社EFリテール九州
 DDセルフ別府鶴見店
 大分県 別府市
 大字鶴見字大野池4245-7
 TEL:0977-22-5469 SS-950117
 レシートNo 2921-02
 データNo0163-0164
 079-██████ 2019/04/20

口座振替 【06月控除のご案内】

組合員コード:854301

商品名(物品等)	購入日	数量	単価(税込)	購入価格	回数	回目	今月差引額
JX日鉱日石(ENEOS)/レギュラーガソリン	19.04.19	27.42	146.9	4,029	1	1	4,029
JX日鉱日石(ENEOS)/灯油	19.04.19	40.00	94.0	3,760	1	1	3,760

①

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

大分県議会議長 殿

平成31年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司



政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km/l)
1				平成25年8月	令和2年8月26日	20km/l
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 原出孝司

【令和元年 5月分】

口	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	22,079														
1	文具代(ボールペンバインダー)		432	21,647										432			501	
5	政務活動記録用SDカード		637	21,010										637			502	
7	インターネット使用料		2,052	18,958										2,052			503	
8	議会報告2019年春号発送代		2,093	16,865					2,093								504	
9	議会報告2019年春号印刷代		211,793	△ 194,928					211,793								505	
9	議会報告送用封筒代		17,985	△ 212,913					17,985								506	
9	事務所新聞代(朝日新聞)		37,116	△ 250,029							37,116						507	
9	事務所新聞代(今日新聞)		14,400	△ 264,429							14,400						508	
9	5月分事務所駐車場代		2,000	△ 266,429								2,000					509	
10	デジタル出版物(朝日新聞デジタル)購入		500	△ 266,929							500						510	
10	公式LINE使用料		2,700	△ 269,629					2,700								511	
11	大分県立武道スポーツセンターの施設を調査するための高速代		530	△ 270,159				530									512	
14	書籍購入		2,160	△ 272,319							2,160						513	
15	概算委託料	200,000	0	△ 72,319														
17	事務所電気代		1,061	△ 73,380								1,061					514	
20	事務所固定電話代		1,088	△ 74,468									1,088				515	
25	原水爆禁止大分県民会議定期大会に参加し原子力政策の問題についての講演を聞くための駐車場代		400	△ 74,868			400											
27	事務所家賃、水道代		23,302	△ 98,170								23,302						
27	携帯電話使用料		3,330	△ 101,500										3,330			518	
27	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,571	△ 104,071										2,571			519	
27	インターネット使用料		2,052	△ 106,123										2,052			520	
29	6月分事務所駐車場代		2,000	△ 108,123								2,000					521	
30	大分県地方自治研究センター2019年度空費		10,000	△ 118,123				10,000									522	
31	5月分燃料費		2,771	△ 120,894					847			339						
	月 計	200,000	342,973	△ 120,894			2,515	0	235,418	0	64,176	28,363	12,162	0				

領収書等の添付様式

整理番号 501

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田 孝司 様

金 額	¥	7	8	6	4	-
-----	---	---	---	---	---	---

但し

品 名	数 量	単 価	金 額
文具代			800
消 費 税			64

上記の通り領収致しました

平成 〇 年 〇 月 〇 日

大分市中央町一丁目4番15号

岩 尾 株 式 会 社

代表取締役 岩尾 久一

事務用品部 大分市古+鶴2丁目2-19 TEL097-551-8800番
 FAX097-551-7876番
 文具店 大分市中央町1丁目4番15号 TEL097-532-9056番
 駅前店 大分市末広町1丁目1番24号 TEL097-532-4680番

事業名、使途及び内容等

文具代 (ボールペンリフィル5本)

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (432 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 502

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

管理No. 0321-406-0002645

伝票No. 0321-406-059799

発行日: 2019年05月05日

原田孝司 様

内訳現金 ¥1,274 ¥1,274 (内消費税 ¥94)

但し SDXメモリカード 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



SSS
1355130015 SDAR40N16G
SDXメモリカード 1:持帰 外08
¥1,180

テックランド別府駅前店

※印刷面を内側に折って保管願います。

事業名、用途及び内容等

政務活動記録用SDカード

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (637 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 504

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書
原田孝司 様

[別納引受]
第一種定形 44.5g
@92 25通 ¥2,300

小計 ¥2,300

郵便物引受合計通数 25通
課税計 ¥2,300
(内消費税等 ¥170)
非課税計 ¥0

△計 ¥2,300
□計
お預り金額 ¥3,000
おつり ¥700



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 5月 8日 11:21
担当：[REDACTED]
発行No. 190508A8174 端N65箱01
連絡先：大分県庁内郵便局
TEL:097-536-7053

事業名、使途及び内容等

議会報告 2019年春号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{91}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,093 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 505

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電信扱 振込金受取書 (兼振込手数料受取書)

ご依頼日 (和暦) 年 月 日 曜日 0 0 0 5 0 9 9
 お振込日 (和暦) 年 月 日

お振込先	振込先		支店	金額	千円	百円	十円	円	振込手数料	円
	[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	540	
預金種目	口座番号									
フリガナ	イヅミインサツカブシキカイシャ									
(おなまえ)	いづみ印刷株式会社 様へ									
ご依頼人	フリガナ		ハラタ タカシ							
(おなまえ)	原田 孝司		様から	電話番号	[Redacted]					
(おところ)	[Redacted]									

お知らせ
 ・午後2時以降に受付した振込みは、当日中に届かない場合がございます。
 ・やむをえない事由による通信機器、回線の障害などによって振込みが遅くなることがありますのでご了承ください。
 毎度ご利用いただきましてありがとうございます。



大分銀行

230-7002 H29.12

株式会社 大分銀行

2/3

事業名、使途及び内容等

議会報告 2019年春号 印刷代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{91}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (211,793 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

506

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電信扱

振込金受取書（兼振込手数料受取書）

ご依頼日	(和暦) 年 月 日 翌日	010509 10	お振込日	(和暦) 年 月 日	
お振込先	振込先	[Redacted]	手数料区分	後納	振込手数料 円
	金額	¥19,440		324	
預金種別	口座番号	[Redacted]	支店		
フリガナ	イ ツ ミ イ ン サ ツ カ フ ー ツ キ カ イ ツ ヤ				
人	いづみ印刷株式会社				様へ
ご依頼人	フリガナ	ハラダ タカシ			
人	おなまえ	原田 孝弘			様から
	おところ	[Redacted]			

お知らせ

- ・午後2時以降に受付した振込みは、当日中に届かない場合がございます。
- ・やむをえない事由による通信機器、回線の障害などによって振込みが遅くなることがありますのでご了承ください。

毎度ご利用いただきましてありがとうございます。

株式会社 大分銀行



大分銀行

230-7002 H29.12

2/3

事業名、用途及び内容等

議会報告発送用封筒代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{91}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (17,985 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 507

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田 孝司

様

No. _____

金額

¥37116.-

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(%)

但 新聞代金 (2019/4 ~ 2020/3)

2019年5月9日 上記正に領収いたしました

(株) 古城新聞店

〒874-0910 別府市石垣西4-5-31

TEL0977(21)3468 FAX0977(25)9149

収入印紙

GR1618

事業名、使途及び内容等

事務所 新聞代 (朝日新聞) 1年分
(2019年4月~2020年3月)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

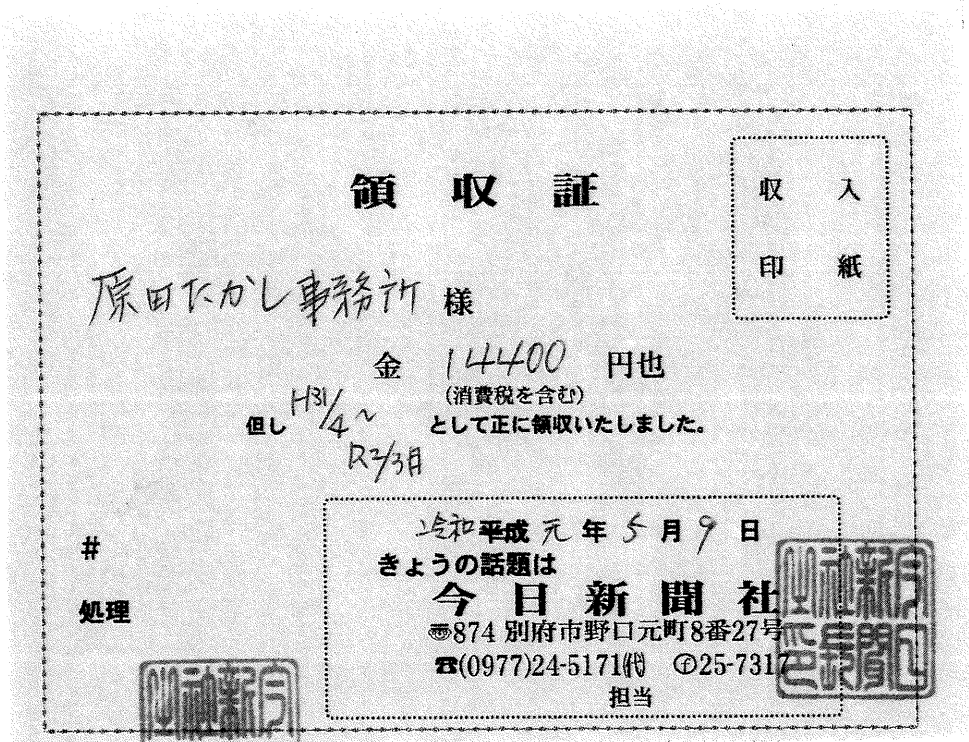
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 508

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務所新聞代(今日新聞)1年分
(2019年4月~2020年3月)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 509

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田たかし事務所 殿

収 入

印 紙

金 額						円
			¥	4	0	0

但し 5月分駐車料として


上記金額正に領収致しました

元 年 5 月 9 日

現 金	✓
小切手	
約 手	

泉都土地建物株式会社

〒874 大分県別府市莊園町三組の二
-0838 電 話 代 ② 0-292番
F A X ② 0-293番

取 扱 者


事業名、用途及び内容等

5月分事務所駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

自動車駐車場賃貸契約書

[REDACTED] (以下甲という) と 原田たかし事務所 (以下乙という) との間に自動車駐車場 (以下駐車場という) の使用について次の通り契約を締結する。
 甲は京都土地建物株式会社 (以下管理者という) に本件駐車場賃貸借契約に関する全ての権限を委託する。

- 第 1 条 乙は本件駐車場を第 3 者に対して使用する権利を譲渡してはならない。
 第 2 条 乙の駐車し得る自動車は道路交通施行令、同規則による普通自動車 (軽四輪を含む) とする。
 第 3 条 本契約による使用期間は少なくとも 6 ヶ月間以上とする。
 使用期間 平成 31 年 / 月 / 日から平成 32 年 / 月 / 10 日までとする。
 第 4 条 乙が 6 ヶ月未満で解約する場合、乙は 6 ヶ月に満たない期間分の駐車料金を甲に対し支払わなければならない。又保証金は返還しないものとする。
 第 5 条 乙が 6 ヶ月を過ぎて解約する場合、解約をしようとする日の 1 ヶ月前迄 に甲に対し通告しなければならない。通告期間が 1 ヶ月未満の場合は、保証金の返還はしないものとする。尚、解約日が月の中途であってもその当月分の駐車料金を全額甲に支払うものとし日割計算はしないものとする。
 第 6 条 駐車料金は 1 ヶ月 1 車両 4,000 円也と定め、乙は毎月 10 日迄にその月分の駐車料金を石坂洋子の預金口座 (大分みらい信用金庫 荘園支店 普通預金口座 9130535) に振り込むものとする。尚、契約日の属する月が 1 ヶ月に満たない時は駐車料金を日割り計算とする。但し、駐車料金は諸物価の変動に依り、改定をすることができる。乙は駐車料金の支払いを怠ったときは甲に対し、日歩 3 銭の割合で延滞損害金を支払わなければならない。
 第 7 条 乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲は自動車の盗難、損傷、駐車場よりの転落等による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。
 第 8 条 乙は本件駐車場に一切の造作加工をしてはならない。
 第 9 条 乙は本件駐車場敷地内の他の駐車車両の駐車妨げになる一切の行為をしてはならない。
 第 10 条 乙は甲が一時暫定的に駐車場を設置したものであることを了承し、甲と乙の契約は甲が何時でも書面に依る解約の通知をすることにより直ちに本契約は終了するものとする。
 第 11 条 乙が次の各号に該当したときは、甲は何の催告も要せず、直ちに契約を解約することができる。
 ① 駐車料金の支払いを 20 日以上怠ったとき
 ② 駐車敷地内に於いて乙の使用する車両が他の駐車車両を妨害し、又は人身事故を発生させたとき
 ③ 本契約に違背したとき
 第 12 条 乙は前条による解約その他により本契約が終了したときは直ちに本件駐車場を甲に明渡さなければならない。甲は如何なる事情があっても一度受領した駐車料の返還はしない。
 第 13 条 乙は登録車両以外の車両、不完全な車両は駐車してはならない。
 第 14 条 乙は保証金として 1 ヶ月分納める。これはこの契約が終了した時甲より返還されるが延滞賃借料又は第 4 条、第 5 条に該当する場合は、それを差し引いて返還するものとし、利息はつけないものとする。
 第 15 条 乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲及び管理者は隣接地よりの飛来物による損傷、火災、風水害、台風等の不可抗力による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。

平成 31 年 / 月 / 日

【登録車両】

車両台数	3
メーカー名	
車種	
ナンバー	
駐車場区画番号	12, 14, 16

(甲)

(管理者) 京都土地建物株式会社
 別府市荘園町 3-2
 TEL 0977-22-0292

【荘園 1 駐車場 所在地】

別府市荘園町 2 組 - 2
別府市大字南石垣字鶴見原 1518-22

(乙)

氏名 原田たかし事務所
 現住所 別府市荘園町 3-2
 TEL 0977-25-0011
 携帯番号 [REDACTED]
 勤務先 大分県議会
 TEL 097-506-5088
 (大分県議会県民クラブ)

(乙・緊急連絡先)

(氏名) 原田孝司

(TEL) [REDACTED]

(乙との関係) 事務所 代表者

整理番号 510

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

5 01-05-10 | 200 |

カードご利用代金明細書

2019年 5月 6日 現在 1/2

原田 孝司 様

カード名称	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ハナダ カシ
今回のお支払日	2019年5月10日(金)
今回のお支払金額合計	4 口 13,654 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額 (円)	支払 回数 /回	訂正 サイン	今回のお支払金額 (円)	物要	備考
2019/03/01	朝日新聞デジタル(朝日LID決済)	500	1回		500		

事業名、使途及び内容等

5 月 デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 511

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

5 01-05-10 200

カードご利用代金明細書

2019年 5月 6日 現在 1/2

原田 孝司 様



カード名称	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	パワ* カシ
今回のお支払日	2019年5月10日(金)
今回のお支払金額合計	

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		概要	備考
		ご利用金額 (円)	支払回数 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
2019/04/02	LINEPAY	5,400	1回		5,400		*

事業名、使途及び内容等

5月 公式LINE使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,700 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)


領収書等の添付様式

整理番号 **512**

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 別府
料金所(至) 大分米良

19年 5月11日
9時 4分

割引前料金	¥760-
割引△	¥230-
通行料金 (ETCクレジット)	¥530-

車種 1

取扱番号
A02905-114996-478914

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

019

事業名、使途及び内容等

**大分県立武道スポーツセンターの施設を調査するための高速代
(別府～大分米良の往路)**

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	513
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. _____

原田孝司 様

2019年5月14日

★ ¥2,160 -
 但 書籍代 407

上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

大阪市港区波除4-1-37
 株式会社解放出版社
 代表取締役 坂本 三郎
 TEL 06(6581)8542 FAX 06(6581)8552

事業名、使途及び内容等

書籍購入 (2018年度版 全国のあいつく差別事件, 解放出版社)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

514

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証 (口座振替払用)

ハタカ 様

お客さま番号				
計算区	営業所	地区作業区	番号	種別
01	527	18001	0000110	31

(ご契約種別) 従量電灯B
(ご契約容量) 30アンペア

2019年 5月分

下記金額を 5月17日に口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。

領収金額	6,752円
(うち消費税等相当額)	500円

領収金額には下記を含みます。

燃料費等調整額	-36円
再エネ賦課金	764円
口座振替割引額	-54円


ご使用期間 4月 1日～ 5月 5日

ご使用量 259kWh

金融機関 [REDACTED]

電気料金に精算があった場合には、領収金額の左に「*」を表示いたします。

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力
TEL(コールセンター)
0120-986-503

印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

本証により集金することはありません。

事業名、用途及び内容等

$$6.752 \times \frac{22}{35} \div 4,244$$

5月 事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{4}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,061 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	515	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 16 D01-05-20 4,821 NTT電話 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div> </div>			
事業名、使途及び内容等	5 月 事務所固定電話使用料		
あん分による充当の場合	$4,821 \times \frac{28}{31} \div 4 = 4,354 \quad 4,354 \times \frac{1}{4} \div 1,088$		
あん分の率	$\left(\frac{1}{4} \right)$		
あん分による政務活動費の充当額	$\left(1,088 \text{ 円} \right)$		
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額	$\left(\quad \text{円} \right)$		

整理番号 **516**

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

総合生協中央パーキング

領 収 証

精算機 #01	A 精算No.001061
発券機 #01	発券No.039380
入庫時刻	2019年 5月25日(土) 09:38
出庫時刻	2019年 5月25日(土) 12:17
駐車時間	2:39
駐車料金	A料金 400円
=====	
合 計	400円
現金領収額	400円
お預り	1,000円
お釣り	600円

またのご利用をお待ちしております。

事業名、使途及び内容等

原水爆禁止大分県民会議 定期大会に参加し、原子力政策の問題についての講演会を聞くための駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

517

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

17	01-05-27	200	*46,280	ソウキジ セント子タテ
18	01-05-27	200	*324	定額振込手数料



事業名、使途及び内容等

5 月 事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (23,302 円)

一部のみ打切り充当した場合

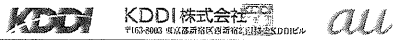
政務活動費充当額 (円)

整理番号 518

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (INVOICE FOR SERVICES)



発行年月日 (DATE OF ISSUE) 2019年 5月 3日



原田 孝司 様

お知らせ (INFORMATION)

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務外出について
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
休止する時間帯がございます。詳細はホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の領収書の (W/E) 請求額 掲載について
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日口座振替分の
領収書は5月中旬以降に反映となります。ご了承ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日 (金融機関営業日) までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 5月27日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	7,362円

サービス別ご利用料金	
au 電話料金 (内訳)	6,661円
au 機器代金	300円
auかんたん決済利用料	401円
※うち消費税等 (課税対象額は6,168円でした。)	493円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 5月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5月 27日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード (CUSTOMER CODE)	0527181564
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,362円
うち消費税等 (TAX)	493円



金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	*****
支店名 (BRANCH)	*****
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	*****

事業名、用途及び内容等

5月 携帯電話使用料

請求額 7,362円 - 対象外分 701円 = 6,661円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (3,330円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号

519

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル



発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 5月 3日



原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
休止する期間がございます。詳細はホームページをご確認ください。
●4月ご請求分の領収書の「WEBで請求書」掲載について
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日口座振替分
の領収証は5月中旬以降に反映となります。ご了承ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 5月27日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,142円

サービス別ご利用料金

au 電話料金 (内訳)	3,972円
au 機器代金	1,170円
※うち消費税等 (課税対象額は4,762円でした。)	380円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 5月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5月 27日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,142円
うち消費税等 TAX	380円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

5月 モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,571 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 521

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田たかし事務所 殿

収 入
印 紙

金 額						円
			¥	4	0	0

但し 6月分駐車料として


上記金額正に領収致しました

元 年 5 月 29 日

現 金	✓
小切手	
約 手	

泉都土地建物株式会社

〒874-0838 大分県別府市荘園町三組の二
電話代 ② 0-292番
FAX ② 0-293番

取 扱 者


事業名、用途及び内容等

6 月分事務所駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,000 円)

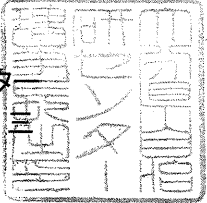
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 522

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書	
2019年5月20日	
原田 孝司	様
<u>¥ 10,000 円</u>	
但し、大分県地方自治研究センター2019年度会費として 上記正に領収いたしました。	
大分県地方自治研究センター 理事長 中山 敬	
	

事業名、使途及び内容等

大分県地方自治研究センター2019年度会費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【 令和元年 5月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
1	県民クラブ所属議員の常任委員会の所属について、県民クラブ役員で協議を行う	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
3	政務活動費の整理	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
7	県民クラブ政策企画会議	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
10	福祉保健部障害福祉課の施設支援班に社会福祉施設・事業所職員向け国内合宿研修会の募集実施状況を聞く	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
11	大分県立武道スポーツセンターの施設を調査する	自宅	大分県立武道スポーツセンター (大分市横尾)			自宅	54 km	往路のみ高速道路を使用 (別府～大分米良)
14	第39回人権社会確立全九州研究会に参加し、講演を聞く	自宅	別府市・ビエコンプラザ (別府市山の手町)			自宅	5 km	
17	おおいた動物愛護センターを見学する、政務活動費の整理をする	自宅	おおいた動物愛護センターを (大分市大字廻榎野)	県庁 (大分市大手町)		自宅	56 km	
20	第1回臨時会の議会報告の原稿を作成する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
21	第1回臨時会の議会報告の原稿を作成する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
22	第1回臨時会の議会報告の原稿を作成する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
23	第1回臨時会の議会報告の原稿を作成する、県民クラブのHP更新作業を行う	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	

自動車登録番号



24	第1回臨時会の議会報告の原稿を作成する、県民クラブのHP更新作業を行う	自宅	県庁 (大分市大手町)				自宅	33 km	
25	原水爆禁止大分県民会議定期大会に参加し、原子力政策の問題について講演を聞く	自宅	大分市・アイネス (大分市東春日町)				自宅	29 km	
28	令和元年度補正予算要求について各部局から説明を受ける、県民クラブ政策企画会議に出席する	自宅	県庁 (大分市大手町)				自宅	33 km	
29	令和元年度補正予算要求について内容を検討する	自宅	県庁 (大分市大手町)				自宅	33 km	
30	令和元年度補正予算要求について内容を検討する	自宅	県庁 (大分市大手町)				自宅	33 km	
計								540 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名
議員名

県民クラブ
原田孝司



政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司



【令和元年 5月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
5月10日	28.50	4,271	株式会社E F リテール九州 D. Dセルフ別府鶴見店	1
計		4,271	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	62,061 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	62,893 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	832 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	540 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.6490	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,771 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和元年 5月分】

議員名 原田孝司



①

ENEOS

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2019年05月10日 20:53

売上
ハラダ 様

1-302263-4822XXXX

エネオスアソック

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P-04

28.50L

クレジット支払

NC

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社E F リテール九州

DDセルフ別府鶴見店

大分県 別府市

大字鶴見字大野池4245-7

TEL:0977-22-5469 SS-950117

シートNo 4193-02

データNo0093-0094

289 2019/05/11

口座振替 【07月控除のご案内】

組合員コード:854301

商品名(物品等)	購入日	数量	単価(税込)	購入価格	回数/回	今月差引額
JX日鉱日石(ENEOS)/レギュラーガソリン	19.05.10	28.50	149.9	4,271	1/1	4,271

①

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

別記様式第5号 (第4条関係)

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 原山孝司

【令和元年 6月分】

口	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書番号	備考			
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他		
	前月繰越		0	△ 120,894															
4	議公会派控室設置PC、周辺機器、ソフト代金		217,684	△ 338,578									217,684				601		
10	デジタル出版物(朝日新聞デジタル)購入		500	△ 339,078							500						602		
13	議公会派控室設置PC用DVDドライブ		3,564	△ 342,642									3,564				603		
13	事務所電気代		1,383	△ 344,025								1,383					604		
17	概算委託料	200,000	0	△ 144,025															
20	事務所固定電話代		660	△ 144,685									660				605		
25	事務所家賃、水道代		23,302	△ 167,987								23,302					606		
25	携帯電話使用料		3,248	△ 171,235									3,248				607		
25	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,571	△ 173,806									2,571				608		
27	インターネット使用料		2,052	△ 175,858									2,052				609		
28	7月分事務所駐車場代		2,000	△ 177,858								2,000					610		
30	6月分燃料費		3,429	△ 181,287					385									購入明細書	
			0	△ 181,287															
	月計	200,000	260,393	△ 181,287					3,044	0	0	0	385	0	500	26,685	229,779	0	0

整理番号 601

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

No.C 4729872

領 収 証

入金先

原田 孝司

様

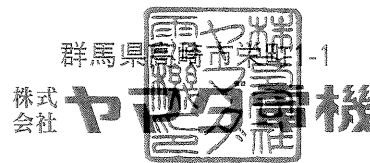
金額	¥	2	1	7	6	8	4
----	---	---	---	---	---	---	---

(内消費税 416.124)

但 12/17/11 代として

入金日 2019 年 6 月 4 日 上記正に領収いたしました。

受注日	<u>2019.6.4</u>
店番	<u>321</u>
レジNo.	<u>407</u>
伝票番号	<u>036971</u>



(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。

お支払の内訳

現金	<u>4217684</u>
クレジットカード	
デビット	
商品券	
ギフトカード	
ローン	
その他	
ポイント	

事業名、用途及び内容等

議会会派控室設置PC, 周辺機器, ソフト

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

602

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

1 01-06-10 200

カードご利用代金明細書

2019年 7月 10日 現在 1 / 2

原田 孝司 様



カード名称	
登録機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ハガ' つか
今回のお支払日	2019年7月10日(水)
今回のお支払金額合計	

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額 支払 今回 訂正	今回のお支払明細 お支払金額	摘要	備考
2019/05/01	朝日新聞デジタル【朝日ID決済】	500 1回	500		

事業名、使途及び内容等

6 月 デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

603

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

管理No. 0321-406-0002810

伝票No. 0321-406-062401

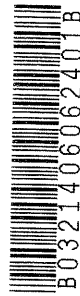
発行日: 2019年06月13日

原田孝司 様

内訳
現金 ¥3,564 — (内消費税 ¥264)

但しDVDドライブ 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



P8
7152991019 DVRPUT8LNA
CD-ROM 1:持帰 外08
¥3,300

テックランド別府駅前店

※印刷面を内側に折って貼ります。

事業名、用途及び内容等

議会会派控室設置 PC用 DVDドライブ

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 604

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）
ハラダ タカシ 様

お客さま番号			
計算区：営業所	地区作業区	番 号	種別
01 527	18001	0000110	31
（ご契約種別） 従量電灯B			
（ご契約容量） 30アンペア			

2019年 6月分

下記金額を 6月13日に口座振替により
領収いたしました。ありがとうございました。

領収金額 2,767円
(うち消費税等相当額 204円)

領収金額には下記を含みます。


燃料費等調整額	-22円
再エネ賦課金	289円
口座振替割引額	-54円

本証により集金することはありません。

ご使用期間 5月 6日～ 6月 2日
ご使用量 98kWh
金融機関 [REDACTED]

電気料金に精算があった場合には、
領収金額の左に「*」を表示いたします。

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力
TEL(コールセンター)
0120-986-503

印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

事業名、用途及び内容等

6月 事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,383 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	605	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>
領収書その他の証拠書類の添付欄		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: left;">DOL-05-20</div> <div style="text-align: center;">4,663 NTT 電話</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div> </div>		
事業名、用途及び内容等	6 月 事務所固定電話使用料	
あん分による充当の場合	$4.663 \times \frac{17}{30} \doteq 2.642$	
あん分の率 ($\frac{1}{4}$)	$2.642 \times \frac{1}{4} \doteq 660$	
あん分による政務活動費の充当額 (660 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費充当額 (円)		

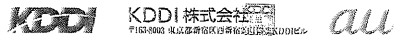
整理番号	606	領収書等の添付様式											
領収書その他の証拠書類の添付欄													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border-bottom: 1px solid black;">11</td> <td style="width: 15%; border-bottom: 1px solid black;">01-06-25</td> <td style="width: 15%; border-bottom: 1px solid black;">200</td> <td style="width: 55%; border-bottom: 1px solid black;">*46,280ツウキ セントトクテモ</td> <td style="width: 10%; background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">12</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">01-06-25</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">200</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">*324定額振込手数料</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; background-color: black;"></td> </tr> </table>				11	01-06-25	200	*46,280ツウキ セントトクテモ		12	01-06-25	200	*324定額振込手数料	
11	01-06-25	200	*46,280ツウキ セントトクテモ										
12	01-06-25	200	*324定額振込手数料										
事業名、用途及び内容等		6 月 事務所家賃・水道代											
あん分による充当の場合		<p>あん分の率 ($\frac{1}{2}$)</p> <p>あん分による政務活動費の充当額 (23,302 円)</p>											
一部のみ打切り充当した場合		<p>政務活動費充当額 (円)</p>											

整理番号 **607**

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (INVOICE FOR SERVICES)



発行年月日 (DATE OF ISSUE) 2019年 6月 5日



原田 孝司 様

お知らせ (INFORMATION)

■au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休山について
弊社システムメンテナンスに伴い、一部受付業務とサービスを臨時休止
します。詳細はKDDIホームページの重要なお知らせをご確認ください。
日時：6/19 (水) 20:00 ~ 6/20 (木) 15:00
6/20 (木) 22:00 ~ 6/21 (金) 9:00
直前のご案内となりましたこと、お詫言申し上げます。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 6月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	7,197円

サービス別ご利用料金	
au 電話料金 (内訳)	6,496円
au 機器代金	300円
auかんたん決済利用料	401円
※うち消費税等 (課税対象額は6,015円でした。)	481円

料金領収証 (RECEIPT FOR SERVICES)

2019年 6月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 6月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード (CUSTOMER CODE)	0527181564
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,197円
うち消費税等 (TAX)	481円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDIビル

金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	*****
支店名 (BRANCH)	*****
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	*****

事業名、用途及び内容等

6月 携帯電話使用料

請求額 **7,197** 円 - 対象外分 **701** 円 = **6,496** 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (**3,248** 円)

一部のみ打切り充当した場合

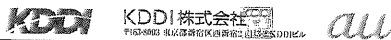
政務活動費充当額 (円)

整理番号 608

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 (INVOICE FOR SERVICES)



発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 6月 5日

原田 孝司 様

お知らせ (INFORMATION)

■au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務外出について
弊社システムメンテナンスに伴い一部受付業務とサービスを臨時休止
します。詳細はKDDIホームページの重要なお知らせをご確認ください
日時：6/19(水) 20:00 ~ 6/20(木) 15:00
6/20(木) 22:00 ~ 6/21(金) 9:00
直前のご案内となりましたこと、お詫言申し上げます。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 6月 25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,142円

サービス別ご利用料金

au 電話料金 (内訳)	(3,972円
au 機器代金		1,170円
※うち消費税等 (課税対象額は4,762円でした。)		380円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 6月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 6月 25日ご指定の口座から
振替させていただきます。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,142円
うち消費税等 TAX	380円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

6月 モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,571 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 609

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

1401-06-27 200

*13,834ケ-フ'ルテレビ



受領証明

令和1年7月2日

原田 孝司 殿

毎々格別のお引立を賜り誠にありがとうございます。

下記、金額正に受領したことを証明致します。



合計金額 12,312円

受領明細		金額(円)
2019年4月分	インターネット基本利用料	4,104
2019年5月分	インターネット基本利用料	4,104
2019年6月分	インターネット基本利用料	4,104
税込合計		¥12,312

備考
ご契約のインターネットプランは200Mです。

事業名、使途及び内容等

6 月 インターネット使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,052 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 610

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田 七かし事務所 殿

収 入

印 紙

金 額						円
			¥	4	000	

但し 7月分 駐車料にて

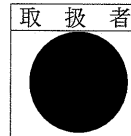
上記金額正に領収致しました

元 年 6 月 28 日

現 金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
約 手	<input type="checkbox"/>

泉都土地建物株式会社

〒874 大分県別府市荘園町三組の三
-0838 電話 (代) ② 0292番
FAX ② 0293番



事業名、用途及び内容等

7月分事務所駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司



【令和元年 6月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
6月2日	35.54	5,292	株式会社E F リテール九州 D. Dセルフ別府鶴見店	1
6月18日	28.40	4,088	株式会社E F リテール九州 D. Dセルフ別府鶴見店	2
計		9,380	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	62,893 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	63,697 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	804 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	294 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3656	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,429 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和元年 6月分】

議員名 原田孝司



①

②

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2019年06月02日 16:58

2019年06月18日 19:38

売上
ハラダ タカ 様

売上
ハラダ タカ 様

1-302263-4822XXXX

1-302263-4822XXXX

エネオスアソック

エネオスアソック

車両番号 実車番

車両番号 実車番

0026-00

0026-00

レギュラー P-04

レギュラー P-04

35.54L

28.40L

クレジット支払

クレジット支払

NC

NC

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社E F リテール九州

株式会社E F リテール九州

DDセルフ別府鶴見店

DDセルフ別府鶴見店

大分県 別府市

大分県 別府市

大字鶴見字大野池4245-7

大字鶴見字大野池4245-7

TEL:0977-22-5469 SS-950117

TEL:0977-22-5469 SS-950117

レシートNo 5538-02

レシートNo 4364-02

デ-9No0369-0370

デ-9No4381-4382

115 2019/06/02

079 2019/06/19

口座振替 【08月控除のご案内】

組合員コード:854301

商品名(物品等)	購入日	数量	単価(税込)	購入価格	回数/回目	今月差引額
別出荷)COおいしい水(志布志)555mlx24	19.07.05	2	1,503	3,006	1/1	3,006
JX日鉱日石(ENEOS)/レギュラーガソリン	19.06.02	35.54	148.9	5,292	1/1	5,292
JX日鉱日石(ENEOS)/レギュラーガソリン	19.06.18	28.40	143.9	4,088	1/1	4,088
共同購入個配送料	19.07.09	1	108	108	1/1	108

①

②

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。